

平成27年 1月
警 察 庁

「死体取扱規則等の一部を改正する規則案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成26年11月14日から同年12月13日までの間、「死体取扱規則等の一部を改正する規則案」に対する意見の募集を行ったところ、4件の御意見を頂きました。

「死体取扱規則等の一部を改正する規則」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

死体取扱規則等の一部を改正する規則（平成27年国家公安委員会規則第1号）

2 命令等の案を公示した日

平成26年11月14日

3 頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理又は要約をした上で掲載してまいります（頂いた御意見については、整理又は要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 参考

頂いた御意見の総数	4件
（内訳）	
パブリックコメント意見提出フォーム	3件
電子メール	0件
F A X	1件
郵 送	0件

「死体取扱規則等の一部を改正する規則案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

- 1 死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）、DNA型記録取扱規則（平成17年国家公安委員会規則第15号）及び行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）の改正案について

死体取扱規則、DNA型記録取扱規則及び行方不明者発見活動に関する規則の改正案については、

DNA型記録の保管に当たっては、「記録された情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るため」必要かつ適切な措置を講じなければならないとされているが、「情報の漏えい、滅失又はき損」に「錯誤」の文言を加えるべきではないか。

といった御意見がありました。

DNA型記録に「記録された情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るため必要かつ適切な措置を講じる」という規定は、当該記録の保管に係るものであり、当該記録の保管に係る防止事項としては「情報の漏えい、滅失又はき損」で必要かつ十分であると考えております。

なお、当該記録の対照や整理保管においては誤りのないよう改正規則を適切に運用してまいりたいと考えています。

- 2 死体取扱規則及びDNA型記録取扱規則の改正案について

死体取扱規則及びDNA型記録取扱規則の改正案については、

身元不明死体に係る特定DNA型が判明した場合は、全て記録を作成して保管するべきではないか。

といった御意見がありました。

従前から、身元不明死体に係るDNA型記録については、科学捜査研究所長が警察署長から被疑者DNA型記録と対照する必要があると認められる旨の通知を受けたときに当該記録を作成することとしています。

今回の規則改正においても、科学捜査研究所長は、警察署長から被疑者DNA型記録及び特異行方不明者等DNA型記録と対照する必要があると認められる旨の通知を受けたときに身元不明死体に係るDNA型記録を作成し、警察庁犯罪鑑識官において整理保管することとしています。これは例えば身元不明死体に係る資料のDNA型鑑定を行った警察署において、既に対照すべき特異行方不明者等に係る資料があり、その特定DNA型が身元不明死体に係る資料の特定DNA型と合致しているときは、当該記録を作成して警察庁犯罪鑑識官における対照を行う必要がないと考えられることから、改正案のように規定することとしたものです。

3 死体取扱規則の改正案について

死体取扱規則の改正案については、

死体DNA型記録の抹消時期について、犯罪捜査に必要又は有用な場合が想定されるため、死体DNA型記録に係る特定DNA型が犯罪鑑識官の保管する特異行方不明者等DNA型記録に係る特定DNA型に該当し、当該死体DNA型記録に係る取扱死体が当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特異行方不明者であることが判明したときに抹消するのでなく、より遅らせるべきではないか。

死体DNA型記録について、第三者のアクセス等の定めを設けるべきではないか。

といった御意見がありました。

今回の規則改正は、取扱死体の身元の特定に資することを目的としており、取扱死体の身元の特定がなされた以上は警察として死体DNA型記録を保管する必要性はなくなることから、当該記録を抹消することとすることが適当であると考えています。

また、死体DNA型記録について第三者のアクセス等を認めることとするのは、当該死体DNA型記録に係る特定の個人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると考えられるため、不適当であると考えています。

4 行方不明者発見活動に関する規則の改正案について

行方不明者発見活動に関する規則の改正案については、

DNA型鑑定に用いられる資料は、特異行方不明者に係る場合に限らず、行方不明者全般に係る場合にも提出を受けべきではないか。

警察署長が行方不明者届を受理する際に届出人等から特異行方不明者等資料の提出を受けようにはどうか。

第24条の2第1項の「届出人の求め」については、言葉だけのやりとりのあいまいな規定であり、申請書を使う方式にすべきではないか。また、「必要かつ相当である」は不可解な文言であり、分かりやすくするべきではないか。

といった御意見がありました。

今回の規則改正は、第一義的には身元不明死体の身元の特定に資することを目的としていることから、身元不明死体に係るDNA型記録と対照を行うのは、事件や事故に巻き込まれている可能性が高い特異行方不明者に係るDNA型記録とすることが適当であると考えたものです。

警察では、行方不明者発見活動に関する規則に基づき行方不明者発見活動を行っており、特異行方不明者の多くは当該活動によって発見されているところです。（認知症に係る行方不明者にあつては、平成25年中では1か月以内に約99%の方が発見されています。）このような場合に特異行方不明者等資料のDNA型鑑定を行う必要はないと考えています。

このような事情を踏まえ、今回の規則改正においては、行方不明者届を受理する際に特異行方不明者等資料の提出を受けるのではなく、行方不明者発見活動に関する規則第17条又は第18条に規定する警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部の鑑識課長又は警察庁犯罪鑑識官による受理票の写しと身元不明死体票の対照によっても、受理票の写しに係る行方不明者の死亡が確認されず、届出人の求めがあり、受理署長が特異行方不明者の発見のため必要かつ相当と認めるときに、届出人等の同意を得て、特異行方不明者等資料の提出を受けることとしています。

行方不明者発見活動に関する規則第24条の2の「届出人の求め」については、文書によるなど届出人からの求めの存否を担保できるよう改正規則を適切に運用してまいりたいと考えています。また、「必要かつ相当である」と認めるときについては、特異行方不明者等資料のDNA型鑑定を行うべき場合を一律に規定せず、個別具体の事案に照らして適切に判断されるべきと考え、このような規定としています。

また、

特異行方不明者等資料を提出する者として、実兄弟姉妹を加えるべきではないか。

との御意見がありました。

警察が行うDNA型鑑定では、特異行方不明者の実子、実父又は実母から提供を受けた資料であれば、その鑑定結果のみから特異行方不明者との親子関係を推認することが可能である一方、特異行方不明者の実子、実父又は実母以外の血縁関係者から提供を受けた資料では、その鑑定結果のみから特異行方不明者との血縁関係を推認することが困難であるため、今回の規則改正においては、特異行方不明者又は実子、実父若しくは実母に限定して資料の提供を受けることとしています。

さらに、

第24条の3第1項の「行方不明者発見活動に資するため」については、明確に特異行方不明者等DNA型記録の他の用途への使用を禁止する旨の規定にすべきではないか。

といった御意見がありました。

同項の「行方不明者発見活動に資するため」については、特異行方不明者等DNA型記録が行方不明者発見活動のために整理保管されるものであることを明確化するために規定したものです。

このほか、

繰り返し行方不明となることが想定される行方不明者の場合は、届出人の了承の下に、当該行方不明者が発見されてもDNA型記録を抹消しないようにすれば、再度特異行方不明者等資料の提出を受ける必要がなくなる

のではないか。

といった御意見がありました。

繰り返し行方不明となることが想定される行方不明者の場合であっても、行方不明者が発見された以上は警察として当該行方不明者に係るDNA型記録を保管する必要性はなくなることから、当該記録を抹消することとすることが適当であると考えています。

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。